

司法

部分改良の余地はない、 裁判員制度は即刻廃止を

裁判員制度はいらない！大運動
事務局次長 藤田 正人



「裁判員制度はいらない！大運動」は、弁護士、市民、労働者などが主体となる運動団体だ。これまで二年余りにわたり、全国各地で数多くの集会・デモ・街頭宣伝を繰り広げ、その一環として国会への請願署名も集めてきた。その主旨はただひとつ、裁判員制度の即刻廃止である。

「大運動」が今月二日に開いた全国集会で、「はじまった裁判員裁判その実態」という報告を行なった。そのレポートは「大運動」のサイトから入手できるので参照してほしいが、被告人と裁判員それぞれの立場から見た具体的な問題点を、実際の裁判から拾いあげている。一言でいえば、「市民参加」という名の「刑事裁判ショー」であり、「簡易・迅速・重罰」の「お白州」だ。

もっとも強調したいのは、被告人の権利が徹底的に踏みにじられていることだ。諸悪の根源は、「裁判員への負担回避」を口実に展開している刑事訴訟法改悪、その眼目の公判前整理手続だ。

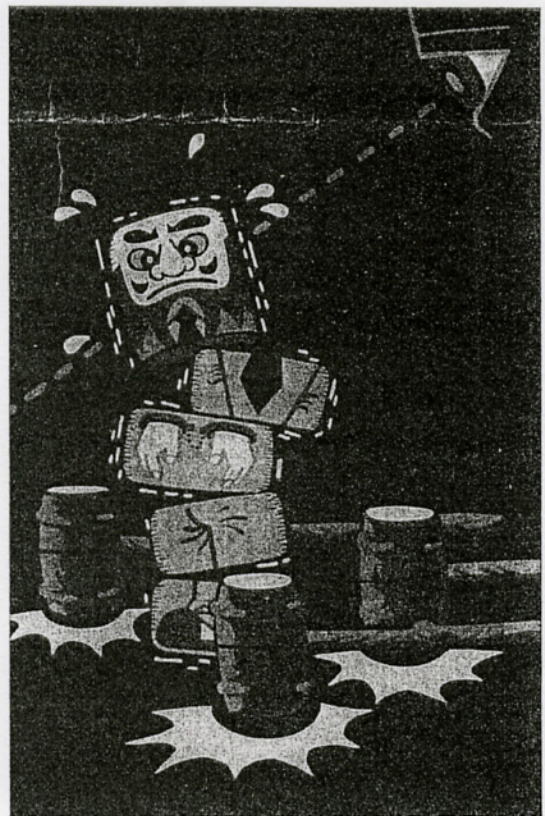
周知のように、裁判官・検察官・弁護人が密室で行なう準備手続だが、何日の何時何分から何分までだれだれの証人尋問をせよなどと、こと細かに決めてしまう。

弁護側の反対尋問もその範囲内でしかできず、しかも時間が非常に短い。

本来、刑事事件の立証責任は100%検察官にあり、被告人側が公訴事実について争点を示す義務はないのに、「核心司法」などと称して整理手続で弁護人の主張を明示しろという。「実行行為は認めるが、正当防衛である」などと言わなければならない、被告人側の黙秘権は実質的に崩壊する。弁護人は、主張だけでなく、証人・証拠も開示しなければならぬ。審理が始まる前に、弁護側の手の内を全部見せろということだ。加えて、いったん公判が始まれば、やむを得ない事情がない限り、新たな証人や証拠の請求は禁止される。

検察側は大量の人・カネ・モノが使えるが、弁護人にそれはない。あるのは時間だけ。裁判員裁判では、その時間を奪ってしまうのだから、圧倒的に被告人が不利になり、冤罪が増えるのは必至である。

九月一日に東京地裁が無罪判決を出した法政大学の事件で、私は「暴行」で起訴された学生の弁護を担当した。被害者と称する教職員や警備員への反対尋問で、主尋問の何倍も時間をかけて矛盾を突いた結果、裁判所は彼らの証言



を信用できないと判断した。これでもし裁判員裁判だったら、無罪を勝ち取ることができなかっただろう。実は、この事件でも検察・裁判所は、裁判員裁判ではないのに整理手続をやったがった。

裁判員制度は、被告人と裁判員・市民の権利を徹底的に侵害する。何かを直せばすむというようなものでは断じてない。つまり全面廃止しかない。そして、裁判員制度をテコとして展開した、公判前整理手続などの刑事法改悪も見直さなければならぬ。

裁判員法成立には国会の全会派が賛成した。しかし、市民の八割

以上が制度に消極であり、実際に出頭拒否者が続出している。裁判員経験者からも、苦痛だった、二度とやりたくないという声が多数噴出している。私たちは圧倒的多数の国民の声を背景に、大衆的な運動の力で廃止に追いこむ。制度導入に賛成し、制度推進の先頭に立つ連合を最大基盤とする民主党政権に期待することなど何もない。

イラストレーション／三井ヤスシ
聞き手・まとめ・撮影／境分万純
ふじた まさひと

裁判員制度はいらない！大運動事務局
〒160-8336 東京都新宿区西新宿3-2-9
新宿ワシントンホテルビル本館 2406
新都心法律事務所気付
☎03-3348-5162 ☎03-3348-5153
✉saibanin-iranai@shintoshin-law.jp
🌐http://no-saiban-in.org/index.html